

福岡県公報

平成30年12月18日
第4052号

目次

告示(第1114号-第1131号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 2
○不服申立ての裁決の公示送達について	(保護・援護課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課) …………… 7
公 告	
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 9

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 13
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 14
○平成30年度種苗生産事業者講習会の開催について	(林業振興課) …………… 14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 15

告 示

福岡県告示第1114号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成26年10月21日福岡県告示第878号北九州都市計画道路事業1・4・9号戸畑枝光線(戸畑～牧山)及び北九州都市計画道路事業7・6・3号元宮南鳥旗線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9号戸畑枝光線(戸畑～牧山)
北九州広域都市計画道路事業7・6・44-3号元宮南鳥旗線
- 3 事業施行期間
平成26年10月8日から平成39年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成26年10月21日福岡県告示第878号の事業地に幸町を加える
 - (2) 使用の部分
平成26年10月21日福岡県告示第878号の事業地に同じ

福岡県告示第1115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年12月2日福岡県告示第1949号北九州都市計画道路事業1・4・9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）

3 事業施行期間

平成23年12月2日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

平成23年12月2日福岡県告示第1949号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成23年12月2日福岡県告示第1949号の事業地に同じ

福岡県告示第1116号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所 福岡市博多区公園

現所在不明

審査請求人 力久 利男

2 公示事項

上記の者から提起のあった審査請求について、当県は裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は当県担当課（福岡県福祉労働部保護・援護課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、平成31年1月4日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

福岡県告示第1117号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字納又3225、3231の1、3231の3、3232の6、3234の3、3237、3242の1、3242の2、3245の1、3245の2、3247の1、3248、3250、3256の1、3257、3258の2、3276、3303の1、3222・3240・3265の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1118号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町上横山字納又3251の1、3256の2、3258の1、3260の1、3260の3、3261の1、3263、3266、3270、3271の1、3271の2、3272の1から3272の3まで、3273の1、3273の2、3274、3275、3277から3287まで、3289、3290、3292の1、3293の1、3294、3295の4、3295の6、3295の7、3296の1、3296の2、3298、3299の3、3300、3301の1、3301の2、3307、3308、3310、3311、3313の1、3313の3、字西ノ谷3314の2、3314の3、3315の1、3316、3321、3323の1、3323の2、3325の1、3326、3327の1、3328の1、3328の2、3328の4から3328の6まで、3329、3337の1
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1119号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
築上郡上毛町大字西友枝3609
 - 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1120号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町土窪字辻山1680の1、1695から1697まで、字原畑1973、1975の1、字打越谷1976、1987の1から1987の4まで、1987の6、1988の1、1989の1、1990から1992まで、1993の1

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1121号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 八女市黒木町土窪字美ノ尾80の3、86の1、94、98の1、字一の渡瀬113の1、113の2、114、115の1、116の1、117、118、120、121の1、121の2、129、131から134まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1122号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 八女市上陽町上横山字東山3399の2、3399の3、3407の2、3410の1、3411の1、3411の2、3412、3413、3414の1、3415の1、3415の2、3416の1、3417の1、3418の1、3419の1、3420、3421の1、3421の3、3422の1、3423、3424、3425の1から3425の4まで、3426の1、3426の2、3427の1から3427の4まで、3428の1から3428の5まで、3428の8、3428の10、3429の1、3429の2、3430の1、3430の3、3431、3432の2から3432の4まで、3433の1、3433の2、3434、3438、3439の2、3439の4、3439の5、3441の1、3443の1、3444の1、3445の4、3446、3447の1、3448の1、3449の1、3449の2、3460の1、3460の2、3460の4、3461の1、3461の2、3463の1、3463の2、3464の1、3464の2、3466の1、3466の2、3467の1、3469の1、3469の2、3478
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1123号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字神有1513の5、1521の1、1529の1、1529の2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字神有1529の2、1513の5・1521の1・1529の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1124号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字号良1165の1、1165の2、1167の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1125号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字福井字猿喰1795の1、1902、1903、1907、1912の1から1912の6まで、1913、1916、1923の1、1923の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿喰1903、1912の1、1912の3、1912の5、1912の6、1913、1795の1・1902・1907・1912の2・1912の4・1916・1923の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1126号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字迫尻2873の2、2873の3、2874の1、2874の2、2875の1から2875の3まで、2879の1、2880の1、2880の3、2881、2883の2、2885の4、2886の3、2886の4、2888の1、2890の1、2897、2899、2901の10、2901の12、2903の1から2903の3まで、2921、2922の1、2923の1、2924の1、2926の1、2926の2、2927の1、2930の1、2930の2、2931の1から2931の3まで、2933の1、2934の1、2947、2948、2949の2、2952の1、2953の2、2954、2955、2956の1、2956の2、2957、2958の1、2958の2、2959の1、2959の2、2971、2972、2976の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1127号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字日向ノ上11535、11536の1、11536の2、11538、11540、11543、字片原松13691の1、13691の3、13691の4、13692、13700、字尾久保13892の2、13900、字森脇13993の1、13997の5、13998の3、13995の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香住ヶ丘1丁目-1	福岡市東区香住ヶ丘一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香住ヶ丘1丁目-2	福岡市東区香住ヶ丘一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第268号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
元岡(a)	福岡市西区大字元岡（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
元岡(c)	福岡市西区大字元岡（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
元岡(d)	福岡市西区大字元岡（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	一般国道	200号	前	筑紫野市大字山家941番1先から 筑紫野市大字山家845番1先まで	36.8 ～ 66.7	29.3
			後	筑紫野市大字山家941番1先から 筑紫野市大字山家845番1先まで	37.9 ～ 66.7	29.3

福岡県告示第1131号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により

告示する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代1月号	雑誌15183-01	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡武道館外7施設電力供給

宗像警察署外10施設電力供給

東警察署外8施設電力供給

中央警察署外8施設電力供給

博多警察署外8施設電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過

していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
 - テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成31年1月17日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

- ア 福岡武道館外7施設電力供給
- イ 宗像警察署外10施設電力供給
- ウ 東警察署外8施設電力供給
- エ 中央警察署外8施設電力供給
- オ 博多警察署外8施設電力供給

(2) 契約の内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

- ア 平成31年5月1日から平成32年4月30日まで
- イ 平成31年6月1日から平成32年5月31日まで
- ウ 平成31年6月1日から平成32年5月31日まで
- エ 平成31年6月1日から平成32年5月31日まで
- オ 平成31年6月1日から平成32年5月31日まで

(4) 供給場所

- ア 福岡武道館（福岡市中央区大濠一丁目1）
射撃場（福岡市西区今宿上の原4番地1）
警備員教育センター（北九州市門司区小森江三丁目9番1号）
自動車整備工場（糟屋郡久山町大字久原2780番地3）
福岡自動車運転免許試験場（福岡市南区花畑四丁目7番1号）
北九州自動車運転免許試験場（北九州市小倉南区日の出町二丁目4番1号）
筑豊自動車運転免許試験場（飯塚市鶴三緒1518番地1）
筑後自動車運転免許試験場（筑後市大字久富1135番地2）
- イ 宗像警察署（宗像市東郷一丁目2番2号）
福岡空港警察署（福岡市博多区大字下臼井782番地1）
戸畑警察署（北九州市戸畑区汐井町2番1号）
豊前警察署（豊前市大字荒堀535番地1）
門司警察署分庁舎（北九州市門司区西海岸一丁目1番5号）

- 飯塚警察署（飯塚市柏の森159番地26）
小郡警察署（小郡市大板井234番地1）
うきは警察署（うきは市吉井町343番地3）
八女警察署（八女市本町465番地）
柳川警察署みやま庁舎（みやま市瀬高町下庄501番地4）
交通機動隊運転訓練場（飯塚市仁保23番地21）
- ウ 東警察署（福岡市東区箱崎七丁目8番2号）
粕屋警察署（糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1）
糸島警察署（糸島市前原中央一丁目6番1号）
博多臨港警察署（福岡市博多区石城町9番18号）
門司警察署（北九州市門司区西海岸二丁目3番13号）
嘉麻警察署（嘉麻市大隈町418番地3）
田川警察署（田川市平松町3番36号）
筑後警察署（筑後市大字山ノ井338番地）
交通機動隊（糟屋郡篠栗町大字田中300番地1）
- エ 中央警察署（福岡市中央区天神一丁目3番33号）
春日警察署（春日市原町三丁目1番地21）
筑紫野警察署（筑紫野市上古賀一丁目1番1号）
朝倉警察署（朝倉市甘木225番地1）
小倉北警察署（北九州市小倉北区大門一丁目6番19号）
八幡東警察署（北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号）
折尾警察署（北九州市八幡西区光明一丁目6番6号）
若松警察署（北九州市若松区くきのうみ中央1番1号）
大牟田警察署（大牟田市不知火町三丁目8番地）
- オ 博多警察署（福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号）
南警察署（福岡市南区塩原二丁目3番1号）
早良警察署（福岡市早良区百道一丁目5番15号）
西警察署（福岡市西区今宿西一丁目14番10号）
小倉南警察署（北九州市小倉南区若園五丁目1番6号）

八幡西警察署（北九州市八幡西区東王子町2番1号）

直方警察署（直方市殿町5番31号）

久留米警察署（久留米市東櫛原町1002番地2）

柳川警察署（柳川市三橋町今古賀53番地1）

- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

- 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成31年2月7日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13（サービス業種その他）-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2236

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 交付場所

5の部局とする。

- (2) 交付期間

平成30年12月18日（火曜日）から平成31年2月6日（水曜日）までの毎日（ただし福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時45分までとする。

- 8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送（受付期間内必着）して行うものとする。また、質問に対する回答は、福岡県警察のホームページに掲載し、また閲覧に供する。

- (1) 受付場所

5の部局とする。

- (2) 受付期間

平成30年12月18日（火曜日）から平成31年1月15日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

- (3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成31年2月6日（水曜日）午後5時45分までとする。

- (4) 閲覧場所

福岡県警察本部総務部会計課

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成31年2月6日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、提出期限、提出方法及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成31年2月7日（木曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

ア 平成31年2月8日（金曜日）午後1時15分

イ 平成31年2月8日（金曜日）午後2時00分

ウ 平成31年2月8日（金曜日）午後2時45分

エ 平成31年2月8日（金曜日）午後3時30分

オ 平成31年2月8日（金曜日）午後4時15分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- a Electricity to use in eight office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
- b Electricity to use in eleven office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
- c Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.

- d Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
- e Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.

(2) Contract term:

- a From 1 May,2019 through 30 April,2020.
- b From 1 June,2019 through 31 May,2020.
- c From 1 June,2019 through 31 May,2020.
- d From 1 June,2019 through 31 May,2020.
- e From 1 June,2019 through 31 May,2020.

(3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police.

(4) Time limit for tender:5:45, 7 February,2019.

(5) Contact point where Documents for tendering a bid are available:Fukuoka Prefectural Police Headquarters,7-7,HigashiKoen,Hakata-ku,FukuokaCity, 812-8576,Japan. Tel:092-641-4141 (Ext .2236)

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
株式会社東和
- (2) 所在地
熊本県熊本市東区戸島一丁目8番27号
- (3) 代表者
代表取締役 松本 道夫

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日
平成30年12月7日

4 処分の理由
事業者が、平成30年11月30日付けで、熊本市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消され、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成30年11月29日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 イオン岡垣店
 - (2) 所在地 遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外40筆
- 3 大規模小売店舗の名称
(変更前) イオンスーパーセンター岡垣店
(変更後) イオン岡垣店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

イオン九州株式会社
代表取締役 岡澤 正章
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
他18社

イオン九州株式会社
代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
他13社

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成30年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成31年1月30日（水曜日） 午前10時00分～午後5時00分	久留米市山本町豊田1438番地2号 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター会議室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	午前10時00分～正午 午後1時00分～午後3時00分 午後3時00分～午後5時00分

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、平成31年1月18日（金曜日）までに、受講申込書（用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

4 申込書の提出場所及び問合せ先

名称	所在地	電話番号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3548
福岡県福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	0946-22-2731
福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948-21-4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5188
福岡県行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市高田五丁目84番1及び84番8から84番18まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目14番10号
株式会社アルシスホーム
代表取締役 小柳 義則

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市多久字口木378番7及び390番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市多久378番2
勝善寺
三苦 弘尚

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第1工区）小郡市津古字牟田1213番4並びに字空前1256番2から1256番5まで、1256番8、1256番10から1256番25まで、1256番27、1256番28及び1260番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市北野町中2338番地3
株式会社嘉賀工務店
代表取締役 嘉賀 孝二郎